

【後期高齢者医療保険】所得税及び町県民税の申告に関するお知らせ

◆医療費控除のお知らせについて

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、「後期高齢者医療費のお知らせ」(9~12月診療分)を、2月末に送付いたします。税の申告における医療費控除の手続の際に、このお知らせを添付することにより、「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。ただし、医療機関等からの請求が遅れているなどの理由で記載されていない内容がある場合は、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」への記入が必要です。

また、「患者負担額」の欄には、自己負担相当額が記載されていますが、「支払った医療費の額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合は、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。

※ご自身で額を訂正した場合や、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成した場合は、領収書を確定申告期限から5年間保存する必要があります。

※「後期高齢者医療費のお知らせ」は、健康管理の重要性を認識していただくために医療費の総額を参考までにお知らせするものであるため、発送時点で死亡されている方には送付しておりません。

◆医療費控除の「補てんされる金額」について

医療費控除の申告手続では、「令和7年中に(1月から12月まで)に支払われた医療費等の総額」から「保険金などで補てんされる金額」を差し引くこととされており、後期高齢者医療制度においては、「高額療養費」、「高額介護合算療養費」、「療養費」、「移送費」などの対象となられた場合の支給額が「補てんされる金額」となります。「補てんされる金額」がご不明な場合は、後期高齢者医療担当窓口へお問い合わせください。

○医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額(最高で200万円)です

$$\text{令和7年中に支払った医療費の総額} - \boxed{\text{保険金などで補てんされる金額}} - \boxed{\text{'10万円'または「総所得金額等の合計額の5%'のいずれか少ない方の金額}} = \boxed{\text{医療費控除額(最高200万円)}}$$

↑

後期高齢者医療制度では
「高額療養費」、「高額介護合算療養費」、「療養費」、「移送費」などが対象となります

※保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

◆社会保険料控除用の「納付済額(通知書)」について

令和7年中(1月から12月まで)に納付された後期高齢者医療保険料が、申告における社会保険料控除の対象となります。納付額が不明な方は、後期高齢者医療担当窓口へお問い合わせください。

※なお、医療費控除の申告に関するることは鳥栖税務署にお問い合わせください

【お問い合わせ先】

○確定申告に関する事は

鳥栖税務署

電話: 0942-82-2185

○医療費のお知らせに関する事は

佐賀県後期高齢者医療広域連合

業務課

佐賀市大和町大字尼寺 1870

電話: 0952-64-8476

FAX: 0952-62-0150



ホームページ→

墓じまい 改葬
ご相談はお気軽に!!
管理が行き届かなくなった古い墓地や納骨堂からも改葬のご相談を承っております。



天空 公益財団法人

の 樂園

太宰府メモリアルパーク

フリーダイヤル

0120-84-7711

〒818-0134 太宰府市大佐野字野口807-128 営業時間/9:00~18:00 ※定休日/毎週水曜日(お参りはできます)

【初めての方にお気軽にお問合せ・ご相談ください。】

●鳥栖アウトレットから車で約25分

●墓地営業許可/60公頃第693号(昭和61年2月)

●事業主/〔公財〕太宰府メモリアルパーク

●総区画数/14,000

●最終埋葬者数/5,500人(税込)

●散骨は致しません

●安心の永代供養制度

●お子様に負担をかけません

●散骨は致しません

●安心の永代供養制度